

卷

五月廿六日成

民法理由書

人權部 終
第五百四十四條乃至第五百七十一條

民法卷拾九枚

森 貞正

齊

第七節
銷除

功

會

致

齊

第七節 銷除

第五百四十四條

本節ハ合意ノ有効ノ条件ニ關シテ法律ノ規定

ヨ完備シ之ニ制裁ソ附スルモノナリ本編第三

百十條乃至百二十條ノ參觀スヘシ

本條ノ法文ハ合意ノ有効ニ非ズ從テ其取消ス

エトソ得即チ銷除スルコトソ得ル場合ソ間接

ニ示シタリ合意ソシテ有効ナラザルハ

原因ハ大別シテ三事者ノ無能力ト承諾ノ瑕疵

トノ二箇外為ス

誤乃七強暴是しナリ訖歎ニ至テハ軍ニ任意止

氣	禁	宅	多	ソ	乙	有	者	者	無
儀	治	二	少	要	不	夫	二	二	能
一	産	監	治	二	四	一	一	一	力
瑕	ソ	置	癒	人	ソ	婦	自	者	一
疵	受	七	ノ	所	重	不	治	一	事
ハ	ハ	ヲ	見	ノ	大	三	産	一	ハ
本	ハ	シ	込	浪	十	喪	ト	未	人
法	ハ	ハ	ア	費	ハ	心	然	成	事
ニ	者	ハ	ハ	者	事	ニ	ソ	年	備
定	ト	痲	モ	及	件	因	ハ	者	ニ
ハ	之	癩	痲	ヒ	ニ	ル	十	十	定
所		者	癩	心	一	裁	ハ	リ	ハ
二		ト	病	神	一	利	ト	ト	所
箇		又	院	耗	裁	上	ハ	又	ニ
ア		六	一	弱	利	ノ	正	但	シ
ハ		ハ	ハ	者	上	禁	別	シ	ヲ
ノ		刑	又	ト	ノ	治	ア	未	無
ニ		事	ハ	久	保	産	リ	成	能
錯		上	月	不	佐	者	ハ	年	力

第... 瑛... 本... 定... 所... 二... 箇... 一... 一...

誤乃七強暴是しナリ詐欺ニ至テハ單ニ任意止

ノ加害行為即チ民事上ノ利罪ト看做スノ本

編示三百十二条ヲ參觀スヘシ然レモ欺ニ因

リ起リタルノ損害ノ最モ單簡ニシテ且最モ当然

ノ賠償方法ノ詐欺ニ因テ負担セシムル義務

ノ銷除ナル力故ニ其銷除ヲ推シテ亦義務ニ

ニ因ル銷除ヲ推シテ之ヲ同視セシムル只其損害

ハ亦三者ノ害ヲ及ボスニト能ハシルノ同条

ノ四項ノ參觀ニシテ

銚損ニ至ラハ不存財產ノ分割ノ場合ノ外本法

公ソ以テ銷除ノ原因トセズ財産取得審判即

ニテ条々參觀ス一ノ義釋ヲ銷除ノ一ニ場台

於テ其銷除ノ如クハカ者トハ裁到所ニ請未

ソ為スストリ要トモ未クハ必ズ之ヲ

要セズ者事者認儀ヲ以テ其台意ヲ取消スモ復

モ妨グアハトト加ノ者事者認儀ヲ以テ台

意ヲ銷除セトセズ其台意ノ成立ノ時ニ否

礙礙アノ人トトシモモヤ廿八并リ柳モ法律

於テ銷除ノ如クハ裁到所ニ請未クハ必ズ之ヲ

スレテハ是レ台意ノ成立要件ニ缺クハ

所アハ場台ト異ナリ当然台意ノ無効ニ屬セ

上ノ之ノト最ニ是シ台意ノ成立条件ニ至リ

所ヲハ場台ト異ナリ当然台意ノ無効ニ屬セザ

ルコトヲ二是キニ然レ以任意上ノ銷除ハ裁到

上ノ銷除ト同一ノ効力ヲ有スルノニ此ノ利

害ノ關係ヲ有スル者ニシテ之ヲ兼護セザ

ル者ニ非レ共効力ヲ及ボスヲ得ザルモノナリ

本端ヲ三百五十三條ニ參照スルニ然ルニ裁判

所ニ於テ台意ノ取消ニ及ビトキハ利害ノ關係

ヲ有スル者ニシテ訴訟ニ參加セシメタルニ

以テ之ノ判決ヲ對抗スルニ足レリトス蓋シ

テ三者ノ判決ノ効力ヲ及ボスニハ之ノ訴訟

案	備	除	二	二	論	為	不	取	夕
之	短	所	八	二	ソ	二	部	謂	女
世	少	所	二	二	論	ソ	台	ノ	同
困	十	ノ	由	重	シ	得	ソ	抗	題
難	ヲ	期	十	重	多	心	生	亦	ソ
ア	シ	向	ノ	ノ	少	ハ	二	ノ	新
ル	メ	ソ	買	經	不	ル	人	無	定
二	夕	シ	際	過	防	カ	モ	期	二
因	八	三	煩	久	十	故	ノ	限	夕
八	ノ	他	ハ	二	八	シ	十	ト	リ
籍	主	ノ	煩	キ	事	裁	リ	二	
除	ノ	所	雜	ト	宜	刑	永	八	
ソ	ハ	所	ヲ	キ	ソ	上	素	ノ	
申	理	ノ	申	ハ	申	歟	無	後	
立	由	期	二	其	立	ハ	限	ハ	
ワ	モ	向	一	真	ソ	防	二	實	
ル	五	ハ	キ	偽	ル	錯	其	除	
二	所	比	ナ	ノ	者	セ	抗	大	
主	扱	シ	リ	查	他	ル	亦	十	
ノ	一	一	銷	定	一	争	ノ	人	

萬
 天
 本
 位
 ハ
 新
 權
 ト
 抗
 亦
 ト
 一
 期
 限
 ソ
 同
 一
 視
 シ
 以

并所其詭術ソ着破工ルコト容易十ヲ廿八

少十カヲ廿八ハシ

銘條解條乃七抗弁ノ期限ハ之ソ五年ト定カク

リ蓋ニ此期限ハハ破ニテ短シト云フ可カク又

又長キ過キ業係ニ破ニテ短シト云フ可カク又

ソ煙滅セシムルニ折ニ然レバ其期限ハ次

条ニ從ヒ過キノ場合ニ折ラハ停止スルハ十

、

予五百四十条

本条ハ銘條ノ詭條乃七抗弁ノ期間ニ時効止條

ソ所ニ以テ外國ニ於テテ條條ハ向是ソ新定ニ

凡ノ權利ヲ行ハルニ因リ之ヲ創設セシ

殊ニ	リト	工心	又ハ	新ノ	且至	至ル	依ル	向ト	方リ
未以	認メ	者多キ	中斷	中止	期滿	迄算	外誤	同ニ	蓋シ
ト共	スル	ニ	セキ	ニ	ノ	ノ	期	ヲ	外國
三	力故	居リ	ハ	中斷	行工	日ソ	向ハ	不愛	ノ
一層	ニ	且前	ノ	ノ	ニ	應	名事	期限	者
之ヲ	本条	後ニ	ハ	因	至	ニ	者	ト	中誤
明瞭	ハ	比シ	然	心	スル	ハ	共	ト	期限
ニ	カ	一層	ハ	為	ト	云	行	者	ハ
イ	之	者	所	ノ	キ	フ	フ	マ	許
リ	ヲ	得	條	ノ	ハ	ト	ヲ	リ	手
	操	メ	ニ	停	通	最	得	世	條
	用	テ	左	止	常	モ	入	從	ノ
	シ	メ	担	シ	時	一	ニ	ニ	期

ト	ノ	限	期	ノ	以	ノ	以	ノ	以
能	能	ノ	ノ	通	以	原	以	ノ	ノ
ハ	ハ	到	債	用	ハ	則	上	所	權
ハ	ハ	東	權	ハ	ハ	ハ	進	期	利
ハ	ハ	前	表	ハ	ハ	ハ	行	限	ノ
敵	ハ	又	ハ	敵	妨	ハ	也	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	害	ハ	ハ	有	ハ
法	ハ	条	件	明	ノ	有	ハ	權	ハ
文	部	ノ	件	文	權	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	利	ハ	以	所	ハ
待	ハ	新	債	密	ハ	ハ	ハ	所	ハ
ハ	ハ	前	權	セ	基	ハ	時	ハ	ハ
ハ	ハ	有	ハ	ハ	ハ	ハ	部	ハ	ハ
ハ	ハ	部	ハ	ハ	ハ	權	ハ	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	利	ハ	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
然	ハ	權	ハ	故	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ

辨
 申
 明
 一
 層
 之
 明
 確
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十

考	リ	故	一	六	幸	有	起	基	行
更	久	十	般	坊	案	其	算	基	又
増	ル	リ	ノ	定	一	也	点	元	能
減	ソ	然	無	七	各	以	以	ノ	ハ
ス	以	レ	能	十	無	得	妨	十	ハ
ル	テ	任	力	リ	能	又	害	七	ハ
ス	其	本	一	二	力	七	以	也	ハ
ト	規	案	室	一	者	无	止	明	利
了	定	一	二	本	ノ	レ	也	力	心
ル	一	案	心	編	訴	中	時	十	心
无	喝	其	法	彙	権	ノ	至	ノ	量
哉	主	原	則	編	ノ	大	至	而	心
其	無	則	一	ノ	時	然	心	心	心
依	能	心	確	時	初	也	心	心	心
然	力	定	定	二	起	然	心	心	心
遍	者	心	七	者	算	心	心	心	心
用	ノ	心	心	リ	点	心	心	心	心
ス	種	心	心	心	心	心	心	心	心
ル	類	心	心	心	心	心	心	心	心
ソ	心	心	心	心	心	心	心	心	心

心ノ心又錯後ニ因リ契約シ又心者モ其心機ノ

可
十
少
結
約
上
少
八
下
平
八
離
端
二
因
リ
訴
訟
ノ
能

夫	夫	下	産	年	銷	不	半	今	得
ノ	ノ	能	二	七	除	一	ノ	ノ	得
婦	該	而	至	至	所	未	事	事	事
夫	期	十	儿	儿	權	成	婦	婦	婦
ノ	向	八	也	也	只	年	心	心	心
許	ノ	二	極	期	有	者	定	定	定
可	進	因	大	向	云	以	以	以	以
ノ	行	ノ	其	進	心	自	何	何	何
必	也	ノ	成	行	場	治	起	起	起
要	心	成	年	七	台	産	算	算	算
上	一	年	者	十	於	心	点	点	点
二	并	一	小	人	之	上	又	又	又
人	ヤ	産	独	也	ヲ	略	後	後	後
場	当	云	リ	也	之	也	也	也	也
台	然	心	行	也	二	所	所	所	所
二	并	ソ	行	又	林	ノ	ノ	ノ	ノ
於	リ	待	ソ	蓋	也	向	向	向	向
三	亦	テ	起	也	其	ノ	ノ	ノ	ノ
出	二	始	云	自	未	大	大	大	大
神	有	又	二	治	成	也	也	也	也

夫ノ婦夫ノ許可クハ要トスル
場合ニ於テモ許

一	禁	渡	亦	ヤ	ク	進	カ	向
且	ソ	ニ	三	ウ	白	行	ソ	十
禁	解	ハ	裁	レ	ス	テ	田	ク
治	カ	ハ	判	ル	造	テ	獲	造
産	サ	ト	上	ル	竹	テ	ス	竹
ソ	ル	同	禁	ニ	ニ	テ	ル	ニ
解	向	様	治	用	タ	テ	至	ル
キ	ハ	十	産	リ	ル	テ	ル	ト
ハ	時	七	者	銷	キ	但	迄	キ
ハ	効	年	ノ	除	ハ	シ	之	ハ
ハ	ニ	遠	銷	訴	夫	有	ニ	離
ハ	係	ニ	除	権	テ	夫	テ	婚
ハ	ル	成	訴	ハ	テ	ノ	シ	ニ
且	コ	リ	権	テ	テ	婦	テ	因
テ	ト	テ	ハ	テ	テ	夫	テ	リ
ハ	十	裁	禁	テ	テ	ノ	効	訴
時	ニ	判	治	テ	テ	許	テ	訟
効	然	所	産	テ	テ	可	テ	ノ
此	レ	日	又	テ	テ	テ	期	能
行	化	リ	言	テ	テ	テ	内	

有... 同... 保... 之... 加... 一... 示...

望

弟

見

晴

心

治

来

人

心

也

四

上

レ

事

産

力

親

心

上

時

了

リ

公

ト

故

之

心

上

精

ル

ト

然

解

之

家

心

上

神

十

何

表

手

之

監

心

上

喪

載

十

其

鏡

之

置

心

上

失

到

上

面

月

之

中

心

上

之

之

禁

汚

為

之

以

心

上

其

産

宣

以

時

之

足

心

上

臨

禁

告

十

遷

又

自

心

上

之

之

ル

又

禁

表

而

心

上

聖十ニ行爲ニ當リ裁判上ノ優佐人アリ

而シテ出候佐人ノ立第ソ要スル場合ニ於テ

此ノ行爲ニ爲シタル事ハ之ニ對シテ裁

得取ル所ニ對シテ裁除スル事ハ其解禁後其裁

議シタル事ハ金^行董^事ノ通知ソ受テ又ハ其行爲ヲ知

レタル時ヨリ始メテ違行スル事ハ之ニ對シテ

分六刑ノ宣告スル事ハ其刑期滿後法律上依產ト禁

シ受テ之ヲ裁^入銷除スル事ハ其刑期^終ルニテ

ル時ヨリ始メテ違行スル事ハ之ニ對シテ然レモ

ト幼業ニ於テ相手^ニ至^ラズ人本^法再^裁除^所概

有^テ人^中故^ニ其^強概^ノ期^尚人^起算^点ニ

平疑議起ハ一本力如シトモ氏本節第三十九

身二取ソ參觀二一シ受刑者銷除所權ソ行フ

ソ得ハ向即ソ其刑ノ消滅後五ソ年間ハ世相争

方ソシソ始メ銷除所權ソ行フソ得セシルルソ

至當ト為ス蓋シ銷除所權ノ違ソシテ愈ヒ多カ

クシハシハ受刑者ノ台量ソ為ス者愈ヒ少ナク

逐ニ能ク法律ノ目的ソ交分覺撤スルヲ得ハ心

氣強ク抑ハ所及之ト効力ソ同シクハ心

欺ノ場合ニ至ラハ本節ニ於テ直ニ時効ヲ起

算点ソ詳細ニ想定シタル即チ強暴ノ絶止錯誤

ノ覺知詐欺ノ発見ソ以テ詐權ノ事実上ノノ却害

算直ノ詳細ニ相定ニ即テ強果ノ絶止錯誤

人蒙知許欺ノ奈見ソ以テ詐權ノ事立上ノ好實

人徹志レ去ルモ人トレレ後時効進ク行ニ人ト

人取切前レ去レ如ク本条ニ定ル所ノ五年

人期同臨効ノ性質ソ有レルニトク明意ニ人モ

人ナリ臨効ノ停止乃レ甲断ノ諸原因ニ至テ人

敵ノ茲レ場ノキレ此レ私私偏レ詳カトク

人五レ四ノ六条

人本条ノ趣意ハ至テ單簡ナルモノナリ故レ所擬

人相鏡人ニ移轉シ又相手方ニ依擬マレト中人

人

人

元ノ十ノ本業乃七改ノ四条ノ持ノ無能力者

限リ通田ニキモノニシテ無能力者ノ宜ニ

詳細ノ規程ノ人事編ノ以テ始メテ確然

至リタルニ屬スル諸條ヲ權ニ性質ニ至

既ニ本節ニシテ規程ニシテ要スル

此諸ノ理由ヲ設明スルニ當テハ敢テ通例

要シ其節次ノ示シ右場合ニ付キ原則ヲ適用

ルニ及ハズ

但無能力者ノ普通ノ規則ヲシテ小量モ亦

以テ別ニ規定ス

種數ノ

類別
一
ハ
一
ツ
通
常
ノ
キ
成
年
者
ト
シ
テ
二
ツ

自治
産
ノ
キ
成
年
者
ト
シ
テ
三
ツ
裁
判
上
若
ク
ハ
法

律
上
ノ
禁
治
産
者
ト
シ
テ
四
ツ
禁
治
産
ヲ
受
ク
ル
ハ

悪
心
者
ト
シ
テ
五
ツ
浪
費
者
及
ヒ
精
神
耗
弱
者
ト
シ

テ
六
ツ
有
夫
ノ
婦
ト
ス

又
右
無
能
力
者
ノ
各
種
ニ
依
キ
更
ラ
ニ
之
ニ
関
ス
ル

行
為
ノ
法
律
ニ
適
合
シ
テ
行
ハ
ル
ハ
之
ノ
違
背

ニ
テ
行
ハ
ル
ク
ル
ハ
之
ノ
細
別
又
ル
ノ
要
ス
ル
而
シ
テ
其

行
為
通
法
十
リ
ト
ス
ハ
結
局
無
能
力
ト
シ
テ
瑕
疵
大

ハ
法
律
上
ノ
担
保
ヲ
以
テ
之
ヲ
強
制
シ
タ
リ
ト
言
フ

ス
ハ
キ
ヤ
至
者
ト
リ
然
レ
此
之
ニ
及
シ
法
律
ニ
違
フ

法律上ノ相保リ以テ之ヲ強制セリトテ有故

ニキヤ多クナリ然レハ之ニ及シ法律ニ是ナ

クハ方式乃チ条件ニ違背シタルキハ無能力

者ニ於テ損害ヲ被リタルノ推定ヲ為スニト

ク要ニ蓋シ世無能力ヲ補正スル者ナキハ故

ク以テ事ニ基キ之ニ保護ヲ加フキヤ者然ナリ

然レハ世無能力ノ権限如何ニ因リニ箇ノ原則

共ニ多ク例外ナクハ所アリ

是レ各種ノ無能力者ニ依キ各別ノ規定ヲ設ク

白ル所以下之ヲ證明セシ

第壹通常ノ未成年者

トテ

トテ

トテ

トテ

トテ

通常ノ未成年者ニ関シテハ更ニ一ノ細別ヲ

為シ却カノ有無ヲ査定セシトシテハ行為ヲ為シ

タル者後見人タルト未成年者自身ナルトツレ

別スルニトツ要ス

且フ自治産ニ至ラザル未成年者ハ特自何等ノ

權利行為ヲ為スニ能ハス心ニ後見人ニツ

補綴シ後見人一切權利行為ニ係リテ代表

タルノ原則ト為ル

後見人ノ權限ニ至ラザル行為ト輕重ニ從ヒ異ナ

ルモノニシテ或ハ行爲例トハ未成年者ノ財産

ノ贈與ノ如キハ備へテ後見人ノ之ヲ為スルト

心元人二心三或人行為例一八夫或年者ノ財產

贈與ノ如キハ偏ハニ後見人ノ之ヲ為ス

少禁之ハ元ノ十リ又親族會ハ許可ハ得ルハ折

廿ハハ後見人ノ為スハ能ハスハ行為アリ不

勤産ノ賣却姓名ノ設定ノ如キ即チ是レ十リ其

地ハ行為ハ何等ノ方式又ハ条件ニテ從ハスレ

テ後見人隨意ハ之ヲ為スハ得例ハ人重要

テハハ勤産ノ貸貸借賣買其他管理行為ノ如

十即チ是レ十リハハハハハハハハハハハハハハ

甲令後見人ノ行為ハ細別レテテ一後見人独リ

管理行為ハ為シテテテテテテテテテテテテテテ

管理行為ハ為シテテテテテテテテテテテテテテ

凡上同
一
十
即
後
見
人
未
成
年
者
人
法
律
上

以	然	十	無	力	力	行	不	以	代
水	能	十	無	力	力	七	是	代	理
以	以	十	一	力	力	并	如	上	理
凡	立	十	事	力	力	行	場	上	理
口	行	十	口	力	力	心	會	上	理
乃	為	十	口	力	力	上	後	上	理
不	根	十	口	力	力	干	見	上	理
上	本	十	口	力	力	六	人	上	理
上	上	十	口	力	力	即	必	上	理
者	無	十	口	力	力	中	要	上	理
以	部	十	口	力	力	其	十	上	理
以	上	十	口	力	力	代	人	上	理
其	上	十	口	力	力	理	方	上	理
者	上	十	口	力	力	權	乃	上	理
以	裁	十	口	力	力	限	心	上	理
是	判	十	口	力	力	以	案	上	理
以	上	十	口	力	力	超	件	上	理
以	上	十	口	力	力	過	以	上	理
以	除	十	口	力	力	之	廢	上	理

乙未年者所為之足レリト云
場管之細割レテ

分	行	心	答	己	ア	ハ	ノ	鉛	十
之	ノ	元	之	蓋	ア	無	範	除	ハ
ノ	元	元	於	之	ア	虞	因	ノ	ハ
保	之	ノ	ノ	緣	力	係	ノ	請	故
獲	二	ノ	ノ	見	是	ト	智	亦	ハ
云	基	力	元	人	レ	ル	教	云	其
レ	中	ノ	痛	小	強	予	レ	ル	行
足	鉛	故	亦	世	理	三	ハ	ソ	為
レ	除	レ	德	代	ノ	看	ル	必	ノ
リ	所	祗	理	理	見	ル	カ	要	無
ト	權	緣	代	ノ	解	ハ	故	ト	効
云	ノ	見	人	範	ル	外	レ	乙	ト
	有	人	云	因	ハ	ナ	祗	或	ル
	也	ノ	ハ	ノ	受	ク	後	ハ	ハ
	レ	元	ノ	超	カ	二	見	後	ハ
	ハ	方	資	越	レ	ト	人	見	ハ
	ル	式	格	レ	ル	云	ハ	人	裁
	ノ	ノ	ノ	ハ	ル	ク	代	代	判
	以	不	有	ハ	ル	者	理	所	ハ
	テ	履	二	場	ハ				
	交								

分之二保獲之入之足レリト之

乙未成年者所為レテ為レシクハ場台ノ細別レテ

又未成年者然見レノ有部ト獨自為レテト得

又未行爲レテ自身為レシクハトキ勿ニ後見人ノ方

可也ト条件ト從テトト要ムル行為ト未成年

者然自レテ為レシクハトキト何定セシ

未成年者ノ行為ト為レシクハ場台ニ於テト未

年者台所ノ行為ト為レシクハ場台ト想像ト可カ

テト何トナシト其方ト連奉トキ方トト後

見人ノ參加トシト其方式ト正ト出缺トシト力故

未成年者獨自ノ行為ト決レテ台所トルトト

廿二
六
十
日

力
一
ノ
場
合
未
成
年
ノ
為
シ
タ
ル
所
管
理
行
為
ニ
ヨ
リ

干
カ
ル
ト
キ
ハ
後
見
人
ノ
参
加
ノ
欠
缺
ハ
未
ダ
以
テ

其
行
為
ソ
銷
除
セ
シ
タ
ル
ニ
足
リ
ト
モ
尚
未
成

成
年
者
之
力
高
ク
ハ
損
ヲ
被
リ
タ
ル
コ
ト
ソ
要
ス

但
且
缺
損
ハ
如
何
ニ
輕
ク
ナ
ル
ト
モ
其
確
實

十
八
以
上
ハ
以
テ
銷
除
ノ
原
因
ト
為
ス
ニ
足
ル
ト
モ

十
七
ハ
場
合
後
見
人
モ
亦
方
式
ヲ
履
行
ス
ル
コ
ト
ハ

力
一
ノ
場
合
後
見
人
モ
亦
方
式
ヲ
履
行
ス
ル
コ
ト
ハ

レ
ト
為
ス
コ
ト
能
ハ
サ
ル
行
為
ト
シ
テ
銷
除
ス
ル
コ
ト

成
年
者
之
力
高
ク
ハ
損
ヲ
被
リ
タ
ル
コ
ト
ソ
要
ス

其能方ノ範圍ノ超越ニ至ルモノナリ故ニ其

場台ニ於テハ權利ノ行使ハ自由ニシテ

ノ受テタルノ上ニキリテハ自由ニシテ

ノ三ノ場合ニ於テハ必要ノ上ニシテ

為スルノ行為ニ依テセザリテハキハ

行フハ自治産物ニ非ズルモノナリ故ニ

能力ヲ有スルモノニシテハ直接ニ欠

損アリシモノニシテハ唯方式ノ

欠缺ノ為メ權利ノ行使ハ得

本案ハ先ノ後見人ノ行為ニ効力ニ至

向題即チ第一ニ法律ニ必要トシテ

之り是し本条第一項ニ規定之ル所ナリ

然レ此ニ行爲ハ方式ヲ遵守セザリシカ爲テ行

爲シシテ根本ト無効ナリト云フ可カク又

蓋シ後見人ノ遵守スル方式ナクハ其旨

意ヲ以テ要式ナクハ是レニ依テハ既ニ未成年

者ノ能力ノ不足ヲ補フモノナラバ故ニ之ヲ遵

守セザリシハ其旨意ニ無能力ナル缺點ナ

ルノイ然レ此ニ規定スル場合ニ於テハ

異ナリ未成年者其行爲ノ爲メ損害ヲ受ケル

ヤ否ヤソ区別スルニ及ハズ後見人法律上之ニ

命スル所ノ方式乃チ条件ヲ遵守セザリシト

命スル所ノ方式乃チ条件ヲ遵守セザリシト

ハ 夫 域 年 者 欠 損 ヲ 被
リ 台 リ ト ノ 法 律 上 完 全 ノ

権 定 ア ル モ ノ ナリ

右 ノ 銷 除 権 有 力 最 モ 顯

著 ナ 人 造 果 ニ シテ 軍 ニ 未 成 年 者 成 年 者 達 シク

ル ト ナニ 至 リ シ ヲ 行 フ ヲ 得 ル ノ イナラズ 又 後

見 人 自 身 无 其 職 ヲ 行 フ ニ 当 リ 故 亦 權 ヲ 行 フ ヲ

ト ヲ 得 但 後 見 人 自 己 ノ 過 失 ニ 由 リ 賠 償 シ

責 任 不 同 點 向 接 牙 頰 ヲ 以 テ 新 定 セ 云

力 ニ 向 點 向 接 牙 頰 ヲ 以 テ 新 定 セ 云

ス ル モ ノ ナリ 上 云 フ 入 即 ヲ 其 論 決 ス ル 後 見 人

通 法 行 フ 入 即 ヲ 其 論 決 ス ル 後 見 人

十
五
十
九
元
初
夏
二
動
似
二
心
竹
了
元
八
十
リ
言

己
行
物
一
單
簡
十
元
二
用
了
後
見
一
何
等
ノ
方
式
ヲ

元
尊
年
二
元
ノ
要
也
元
元
ト
本
ハ
以
權
限
ハ
方
式
ヲ

必
要
ト
ス
元
元
ト
平
之
ノ
厚
乎
之
元
元
ト
毫
元
異
十
元

二
ト
十
元
其
行
為
ハ
全
ク
高
潔
ト
シ
テ
未
成
年
者
ノ

利
益
ヲ
保
護
ス
元
元
二
人
結
納
者
相
争
方
元
元
三
者

ノ
財
産
ハ
寧
妙
要
元
元
二
比
公
シ
元
一
層
行
為
ノ
後

持
シ
必
要
ト
ス
元
何
ト
十
元
元
最
元
單
簡
十
元
行
為
ハ

未
成
年
者
ノ
財
産
若
ク
ハ
身
体
ノ
完
全
ハ
究
際
最
元
多

ノ
行
ハ
レ
且
最
元
必
要
十
元
元
ノ
十
元
力
故
レ
且
初

力
ソ
元
元
破
然
ノ
ヲ
レ
元
元
元
ト
平
ハ
意
二
元
元
者

一之ノ系後ニル者ナク却テ未成年者ノ利益ノ

障害口ニハケレハナリ

本宗子一ノ禁治産者ノ後見人ヲ以テ未成年

者ノ後見人ト同一ノ地位ニ置キテ蓋シルニ

者ノ同一親ニルハ最モ又者ノ得ルルニカノニ

ノ法又ハ訊博ナル文字ノ用テ法律上ノ禁治産

者ノ後見人ト裁判上禁治産者ノ後見人トカ

ノ通用ニルノ得ル中ニハノ十ノ

又禁治産者未成年者自治産ノ未成年者裁判上

ノ保佐人ノ附シタル浪費者及ヒ精神耗弱者ノ

行為該律ニ適用スルニ行ハレカニ場合ニ於

人保佐人... 浪費者... 精神耗弱者...

行為... 法律... 通... 從... 七... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...

又... 亦... 以... 上... 不... 論... 決... 少... 通... 用... 不... 凡... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...

禁治... 產者... 行為... 志... 至... 三... 八... 之... 法... 律... 通... 從... 也... 其... 心...

以上... 何... 等... 在... 場... 台... 又... 同... 心... 大... 然... 了... 銷... 除... 之... 也... 又... 得...

一... 十... 元... 十... 元... 十... 元... 是... 也... 故... 受... 之... 刑... 記... 工... 心... 所... 干... 了... 之...

增... 益... 也... 自... 治... 產... 人... 未... 成... 年... 者... 行... 為... 者... 之... 又... 初... 十... 了...

正... 心... 凡... 心... 凡... 心... 其... 保... 佐... 人... 之... 亦... 會... 久... 必... 要... 上... 工... 心... 工... 心... 工... 心...

多... 心... 凡... 浪... 費... 者... 乃... 也... 精... 神... 耗... 弱... 十... 心... 力... 為... 之... 唯... 禁... 治...

產... 者... 之... 至... 不... 可... 保... 佐... 人... 之... 亦... 會... 了... 心... 三... 折... 十... 心... 心...

產... 者... 之... 至... 不... 可... 保... 佐... 人... 之... 亦... 會... 了... 心... 三... 折... 十... 心... 心...

其行為有效ト云ハ然レハ何レノ場合ニ於テハ

モ法律ヲ遵守シ且案件ニ從フヲ爲シタル行為

ハ全ク有効ニシテ欠損アリクハト否トシ向フ

ニ及ハズ決シテ錯誤多シソ得可カラズ

テ三項ハ以上説明スル場合ニ於テ行為ノ有効

ナルトモ其効力ヲ逸者ト擴張スルニトシ禁止

スル目的トスルモノナリ蓋シ無能力者ノ行

爲シ係ルモ其適法ナルトモ法律ヲ以テ其効除

ク許スルトモ是レ只無能力ニ基テ効除ク許

カハ心ハ細心ニシテ其行為ノ他ニ概概アリテ成

年者ソレヲ之カ爲メノ行為ノ錯誤ヲ求ムルソ得

八直接
公提
初按
ア
ル
ト
ト
多
必要
ト
シ
其
礼

推定	キ	ト	貸借	ル	件	キ	ソ	ハ	ル
工	元	ソ	借	ト	シ	元	薄	条	モ
可	未	行	者	キ	必	ノ	厚	件	ノ
カ	去	ハ	々	ト	要	多	取	二	十
ラ	夕	行	ハ	モ	ト	ル	ヤ	從	リ
又	必	為	賣	ト	ス	ト	カ	フ	着
ト	之	二	買	ス	ル	恰	リ	シ	シ
認	元	爲	ノ	異	場	モ	レ	シ	其
メ	未	二	如	ナ	合	後	用	要	行
ハ	去	爲	キ	ル	シ	見	了	ス	為
ル	域	二	後	コ	共	人	又	ル	ニ
カ	年	爲	見	ト	テ	特	行	モ	シ
故	者	二	人	ナ	テ	別	為	十	フ
シ	二	損	一	シ	テ	ノ	銷	ル	特
本	損	失	人	然	テ	方	除	ト	別
外	アリ	アリ	二	レ	テ	式	ス	キ	ナ
ニ	シ	シ	為	凡	テ	又	ル	ハ	リ
於	ト	ト	二	レ	テ	ハ	シ	其	式
テ	ト	ト	為	凡	テ	条	得	件	又

推定之可カヲ又ト認メタルカ故ニ本末之於テ

ハ直接ニ公損ノ初故アルトク必要トシ共此

損アルトキハ公損ノ為メ行為又銷除スルヲ得

一キモノトシ

然リ而シテ公損ハ以上ハ又多少ノ端也又之

ソ理由トシテ台意ヲ銷除スルトク得然レバ

裁利所ニ於テ又公損ノ高ク査定スルニ為リ極

大ニ此少ナル損失ヲ以テ莫ク公損アルトク看做

之可カク又或ハ未咸年者ハ正者ノ利益ヲ有セ

之輩ニ私慾ノ為メト共嘗ク取捨セタル台意ヲ

銷除スルカ為メ極大ク些少ナル損失ヲ以テ莫ク

ルトキハ其欠損ノ金額ニ見積ルニ
上ト能ハス

要ニ其且未成年者ノ利益障害セ
ラレタリト云

フシ得ハ故ニ其場合ニ於テハ
未成年者ハ銷

除所概シ相ニ後見人之ヲ行フ
ニ上ト得ハ

又本案ハ亦ニ其自始產ノ未
成年者其保佐人ノ

立會シ要スル場合ニ於テハ
立會ナク一人ニテ

合意シ為シハキ之ニ右ト
同一ノ保護シ加

ヘタリ然レ其其行為單ニ
特別ナル方式又ハ

案件ノ要セザルニ上トシ
想像セザル可カラス

シ之カ為ナ特別ナル方式
又ハ案件ノ要スルト

キハ其案件ノ廢止セザル
ニ上トシ

銷除所

權ノ有ニハシ是ヲ以テ自治產ノ未成者其行

為ノ為ナシ金錢ニ具積ルソ得テ一平損失又ハ其

他認定スルソ得テ一平損失ソ被リタルトキハ銷

除所権ノ有ニハシ然ラバ場台ニ於テハ縱令

未成者其旨意ヲ取捨ヒタルニトシテ超スルモ

單ニ私慾ノ為メ又ハ其他ニ因ルニ至ルキナ

ルトキハ其所為ソ銷除セラルルニシテ能ハズ

自治產未成者其行為ニシテ法律ニ係佐人ノ

立會ソ必要トセザル者例ハ一ノ管理行為ニ係

ハ本條敵ニ直接ニ及効カノ有無ヲ言ハズトモ

元次場台ニ於テハ未成者モ亦成者モ如ク

負担工一し例一ハ未成
年者自巳ニ有益ナル書

籍ヲ買取リたりシニ先
後望難ク遭ク又ハ火災

ノ為トシ之ヲ失フタル
トキハ之カ為メ損失ア

ルモ亦此ニテ錯誤
除却セシメ行フコト能ハ

ズ利上ノ保佐人
トシテハ保費者乃チ精神敏

弱者ニ依リテ亦同一ノ
規定ヲ設ケたり

未成年者單ニ
偽ラ成年ト陳述セタルノ

ニ因リ無能力
ノ為メニ且行為ヲ錯誤セ

ノ權利ヲ失ヒ
法律ニ定メタル条件ノ不

履行ヲ

クハ此他ノ場合ニ於テ
既知アリタルハ物ハク

ノ権利ノ失ハ法律ニ定メスル案件ノ不爲行義

クハ此也ノ場合ニ於テ叙概アリタルハク

ニ其旨意ノ及消スノ権ヲ失フニ於テ未成年

者ニ加フハ法律ノ保護不充劣ナリト謂ハサル

可ヤラズ蓋シ未成年者毎ナリト陳述スルニ

是ハ畢竟法律ニ違背シ契約ノ取捨ヲニ至ラ

シメタル不注意ノ結果ニ外ナリナルニ最モ

多クハ一ノ且相年力ニ後日銘除所権ヲ受ケル

コトヲ免ヤルカ為メ所書中成年ナリトノ陳

述場載セシメ以テ巧ニ法律ノ制裁ヲ免カ

ルコトナリテ是ヲ以テ成年

ヤリトノ陣取アリタルノコトヲハ未ダ無能力

者ハ鐵塊ノ因ハ鎧除け梳ソ坊ケサルモノトセ

リ

未成年者軍ニ或年ナリト陳述シタルハニテ

ハ桐手方容易ニ要傷ソ調査スルソ得ルカ故ニ

右ノ如ク想定ソ役タリト勇モ未成年者軍ニ

或年ナリト陳述シタルハ止マラズ尚ホ或年ナ

ルニトソ信セシルカ為メ自ラ詐術ヲ用ケル

ルニキ例ハ倍造ノ御書他人ノ身分御書ソ提

示シ又ハ証人リシテ虚偽ノ陳述ソ為サシメル

ルカ加平ノキハ相年ナリト比レハ層層々々保護ソ

子し又ハ人リシテ虚傳ノ陳述ソ為サシメ

ルカ柳平ノキハ相年方レ比レ一層厚キ保護ソ

學シ人ノ理由アリカ故レ其行為ソ銷除ニ

ルソ得テ元ノト又蓋シ其場合ニ於テ未成

年若民事上ノ犯罪ヲ行フルモノニシテ其責

ニ任セサル可カラズ本編第三七十六條ヲ參

觀スルニ而シテ其責ニ任セシムルノ最良ナ人

方該ノ之ソレヲ其行為ノ結果ヲ負カントシ得

セシメカ人ニ在リ

右ノ理正ニ其心ノ無能力者例ハハ有夫ノ婦ニ

シテ未婚ノ婦寡婦又ハ離婚婦ナリト陳述シタ

シテ未婚ノ婦寡婦又ハ離婚婦ナリト陳述シタ

ル者ニ適用スルヤ
ノハ其理由ハ其成
年者

ニ於テハトモ
ニレナシ

加五五十

未成
年者トモ
往々
智力ノ
発達ニ
高業者
ノハ

工業ヲ
營ヒツ
得ル
ニ至
ル
トアリ
斯ノ
如キ未

成
年者ハ
世父
母若
クハ
親族
會ノ
所可
ク得
高業

ヲ營
ミ又ハ
工業
ヲ並
フ
ル
ト
得

右ノ
場合
ニ於
テハ
未成
年者
ハ亦
通常
ノ自
治度

者
ニ比
シ
テ
管
大
ナル
能
力
ヲ
有
ス
ル
ヤ
明
カ
ナ

リ是
ヲ以
テ未
成
年者
ハ其
營
ル
所
業
又ハ

業ノ
室
ニ
行
方
ニ
依
テ
ハ
其
成
年
者
ト
看
做
ス

り是ヲ以テ其成年者ニ其營ル所ノ業又ハ工

業ニ望ムル所ニ行方ニ依テハ少シ成年者ト有ル

ノ規正ヲ修シテ事ニ入ル者ヲ以テ工業ノ營

然レ凡テ技術ノ工業ニ從事スル者ヲ以テ工業ノ營

ハ者ト混濁ス可カラズ蓋シ未成年者ニ技術工

藝ヲ應用シ仕事ヲ為スルトシ得ハシト雖モ未

分ハ一事ニ用リ工業ヲ營ムル者ト云フ可カラ

又故ニ之カ為メニ敵ヲ特別ノ許可ヲ得ルニ及

ハ又又自治産ニ至ルツ要セザルナリ宜ニ工業

技術ノ應用ハ未成年者ノ為メ生活ノ最良ナル法

ニルヲ得フキニ一箇ノ工場ヲ設置シ營業スル者

ニルヲ得フキニ一箇ノ工場ヲ設置シ營業スル者

因
ル
ノ
ニ
シ
三
艾
何
の
別
る
ル
家
族
上
必
要
ヲ
認

ナ
ク
ル
カ
ノ
ナ
リ
即
チ
商
人
の
ル
者
年
者
ハ
金
銭

ソ
ク
用
シ
又
ハ
其
不
動
産
ソ
城
方
ト
ス
ル
ソ
得
是
シ

暗
業
者
ノ
ハ
工
業
ヲ
營
ル
ハ
者
リ
テ
ハ
屢
ニ
金
銭
ノ

必
重
意
ホ
、
起
リ
且
切
迫
ニ
シ
テ
之
ヲ
得
ル
ノ
方
法

ソ
ク
妨
害
ス
ル
ト
キ
ハ
却
テ
未
成
年
者
ノ
破
産
ヲ
惹
起

シ
大
ニ
支
障
来
ス
害
ス
ル
ト
ア
ル
ハ
キ
力
故
ナ
リ

然
レ
モ
不
動
産
ソ
讓
渡
ス
ト
至
テ
ハ
濫
シ
之
ヲ
認
許

セ
ス
必
ズ
保
証
人
ニ
シ
テ
且
自
治
産
ニ
至
ラ
ザ
ル
未

成
年
者
ノ
命
シ
タ
ル
通
常
ノ
方
式
ニ
從
フ
ト
ソ
要

ス
ル
カ
ノ
ト
セ
リ

五五五十一空

有主ノ婦ノ無能力ハ人事編婚ノ章乃ヒ財產

取得端中偶者ノ金銭上ノ關係ヲ規定セハ婚姻

財產契約ノ章ハ於テ詳カク規定スル所アリカ

故ニ本章ハ單ニ只旨ヲ記スルニ止メタリ

五五五十二空

銷除私權ハ損失ヲ救済スルノ方法タルニ止マ

ルニキルニ止シテ不正ノ利益ヲ得セシムル

權管白ル可カラズ然ルニ行為ノ銷除ヲ得ルニ

艾嘗ニ懷慮シタル物ヲ回復シ又ハ義務ヲ免除

スルニ當ルニ其受取ルモノハ所ノ評價ヲ返還セサ

艾嘗之權度之... 又ハ義學ノ意除

スルニ當カシク學修メタル所ノ所ノ所價ノ近還セシ

ルニトソ得ルトキハ却テ銷除所機ノ為メニ利

益ヲ得ルニ至ルハ是ヲ以テ本末ハ行カノ銀

除ク得ル者ハ既ニ學修メタル所ノ物ノ近還

スルハ責シ仕スルニ定メタル是レ何人ガリ

トモ他ハハ損害ヲ加ヘ正カノ原因ナクニ利

得ス可カク以テ一ル一般ノ原則ノ適用ニ

テ本原則ハ嘗テ之ヲ發明シ且屢ニ之ヲ適用シ

アリ本編第三百六十一條以下

然レ此故在テ何テモ有能カ者ト無能カ者ト

然レ此故在テ何テモ有能カ者ト無能カ者ト

向更
一
差
存
差
有
能
力
者
ハ
其

既
之
受
取
ル
ハ
物
ノ
全
部
若
ク
ハ
一
部
ノ
意
外
ノ

事
ニ
因
リ
失
フ
ハ
ル
ト
キ
ト
是
ハ
猶
ホ
其
受
取
ル
ハ

ル
儘
シ
ノ
物
ノ
換
取
物
若
ク
ハ
其
價
ノ
以
テ
返
還
ス
ル

キ
ソ
原
則
ト
為
ス
但
ル
原
則
モ
其
他
ノ
一
ノ
原
則
ト

因
リ
制
限
セ
ル
ハ
モ
ノ
ナ
リ
即
チ
有
能
力
者
ハ
特

定
物
ノ
受
取
ル
ハ
ル
ハ
キ
其
特
定
物
領
受
者
ノ
選
定

ニ
因
リ
ス
且
シ
テ
滞
ル
付
キ
ル
前
ニ
減
失
若
ク

ハ
毀
損
セ
ル
ハ
ル
ト
キ
ハ
領
受
者
從
ヒ
テ
義
務
ノ
負
カ
ル

ハ
本
編
第
五
百
三
十
九
条
例
ハ
其
年
者
錯
謬

因
リ
子
領
産
ノ
讓
渡
シ
而
シ
テ
後
日
遺
留
ノ
銷
除

二 銷除ノ諸ホツ 塵 塵ノ 後見人 銷除諸ホノ

ル	無	久	ル	旨	ハ	マ	景	ト	塵
知	能	所	者	交	法	其	二	干	ノ
ク	カ	ニ	ハ	名	律	浪	ル	コ	人
消	者	シ	為	貫	ソ	費	ノ	者	所
費	銷	シ	ナ	徹	以	シ	者	リ	ニ
シ	除	ク	シ	セ	テ	タ	ニ	現	友
取	ホ	自	損	サ	之	ル	任	ニ	シ
ハ	前	己	失	ル	ハ	物	ス	白	無
丈	雅	シ	ソ	ハ	保	ノ	一	己	能
物	重	責	被	ハ	護	好	キ	ノ	カ
ク	敷	ソ	ル	且	ツ	價	ノ	利	者
消	ラ	帰	ハ	無	加	ツ	益	益	ハ
費	ク	ス	是	能	ハ	返	シ	ト	只
セ	丈	ル	シ	カ	ハ	還	無	為	銷
カ	既	ハ	丈	者	ハ	セ	能	リ	除
吾	ク	外	不	者	ハ	シ	カ	白	ツ
ノ	受	ナ	注	者	ハ	ル	者	心	諸
故	取	シ	意	者	ハ	ル	ソ	知	ホ
ク	リ	レ	ノ	者	ハ	ト	シ	ク	ニ
ク	ク	以	致	者	ハ	干	シ	返	ル

ノ	期	権	本	被	サ	カ	其	準	ニ
時	向	ト	条	告	ル	故	受	備	銷
効	ト	常	二	ノ	ソ	ト	能	リ	除
二	為	連	規	保	以	未	ク	為	ノ
因	二	二	定	獲	二	成	ス	ス	諸
ル	一	ル	二	セ	其	年	ル	ソ	ホ
二	キ	カ	ル	サ	消	看	揚	見	ノ
此	二	故	所	ル	費	モ	シ	其	屋
サ	似	ト	ノ	可	二	亦	浪	銘	並
レ	夕	或	也	カ	ル	該	費	果	シ
ト	夕	ト	景	ヲ	ル	肆	二	ノ	或
消	ト	五	要	二	物	ノ	二	一	ハ
滅	虽	年	托	心	ノ	保	ル	ソ	後
セ	モ	ノ	ノ	心	互	獲	ト	受	見
サ	其	以	訴	心	景	ク	キ	カ	人
ル	所	テ	権	心	セ	受	ハ	レ	銷
二	権	其	ノ	心	レ	ク	託	二	除
ト	ハ	時	銷	心	ル	可	欺	カ	諸
ソ	通	効	除	心	ル	カ	ル	為	ホ
法	常	ノ	作	心	三	三	メ	ノ	故

物
 消
 費
 二
 或
 ハ
 其
 物
 ノ
 消
 費
 セ
 ル
 カ
 為
 ヲ
 故
 三

何人よりして自他ノ有ニ權利以外ノ授與ニ

第 五 百 五 十 三 条	キ 又 ノ ト セ リ	切 ノ 場 合 ト 於 テ ハ 力 加 ノ 通 常 ノ 時 節 ト 從 フ	保 存 ノ 可 カ ク ハ 物 ノ 返 還 ヲ 為 ス ル ニ 自 ら 一	ヲ モ テ 不 当 ニ 領 受 ス ル 物 即 チ 原 因 ト ス ル ニ 於	元 ノ ニ 此 ナル ハ 明 カ ナ リ 是 ヲ 以 テ 其 場 合 ニ 於	銷 除 ノ 權 ニ 関 シ テ 起 ル 所 ノ 問 題 ト モ テ 其 原 因 ト ス ル ニ	其 他 ノ 異 ナ リ 之 ニ 因 テ 起 ル 所 ノ 問 題 ト	ケ ル ト モ 金 ノ 異 ナ ル 原 則 ニ 基 キ 其 目 的 ト ス ル ニ	又 ニ 明 記 ス ル ニ 蓋 シ テ 其 權 ハ 銷 除 ノ 權 ニ
---------------------------------	----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------